

公募型プロポーザル方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市道路整備計画検討業務委託

(2) 目的及び概要

本業務は、上位計画や社会情勢の動向等を踏まえ、本市の道路整備計画改定に向けた基礎資料作成、検討、提案等を行うことを目的とする。

※詳細は基本仕様書を参照のこと。なお、基本仕様書中に特段の記載が無い限り、この基本仕様書に記載の内容は提案内容に関わらず、必須のものとする。

(3) 履行場所

熊本市内一円

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

(5) 提案上限額

30,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎13階

熊本市 都市建設局 土木部 道路計画課

電話 096-328-2484 (直通)

ファックス 096-352-8186

メールアドレス dourokeikaku@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

さらに、業種として、第1分類「調査」業務での登録をしていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例(令和7年条例第54号)第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、平成28年度（2016年度）以降に履行が完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下のア、イに記載する同種業務の実績を有すること※。
 - ア 道路整備プログラム検討もしくは策定に関する業務
 - イ 道路の整備優先度検討に関する業務※アおよびイの業務は同一業務に限らない。
※国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公社等などが発注した契約金額100万円以上の業務を対象とする。
- (11) 配置予定管理技術者について、下記のいずれかの資格を有する者であること。
 - ア 技術士（総合技術監理部門：建設－道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - イ 技術士（建設－道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ウ RCCM（道路）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- (12) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

4 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年(2026年)9月2日(水)から令和8年(2026年)9月16日(水)まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、基本仕様書等は、令和8年(2026年)9月16日(水)までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送(ファックス、電子メール等)により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送(ファックス、電子メール等)により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 参加資格審査調書(様式第2号)

(ウ) プロポーザル参加者の同種業務の実績書(様式第3号)

(同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。)

(エ) 同種業務の実績を証する契約書及びテクリス等の写し(必須)

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)で併せて補完すること。

(オ) 配置予定管理技術者の資格取得状況調書(様式第4号)

(カ) 配置予定管理技術者の資格を証する資格証の写し

イ 提出期限

令和8年(2026年)9月16日(水)午後5時まで

郵送する場合は、令和8年(2026年)9月16日(水)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電送(ファックス、電子メール等)により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参又は電送（ファックス、電子メール等）の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市 都市建設局 土木部 道路計画課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) ア(エ)及びア(カ)の書面が添付されていない場合は、その許可、実績又は資格を有しているとは認めない。

また、ア(エ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(ウ) ア(オ)の資格取得状況調書（様式第4号）において、配置予定管理技術者を特定することが困難な場合は、複数の候補者を記入してもよいこととする。（ア(カ)資格証の写しも全ての候補者分を提出すること。）この場合に、うち1人でも4(11)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(エ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも3(12)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

説明会等は実施しない。

7 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第5号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。

ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）9月2日（水）から令和8年（2026年）9月16日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）9月17日（木）までに開始し、令和8年（2026年）9月28日（月）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 技術提案書提出書（様式第6号）

イ 技術提案書表紙（様式第7号）

ウ 技術提案書（様式は任意）

エ 業務実施体制書（様式第8の1号、8の2号）

オ 見積書（様式は任意）※

※見積書の金額は1(5)に定める提案上限額以下とし、この上限額を超える提案は無効とする。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）10月2日（金）午後5時まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）10月2日（金）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(3) 提出書類の規格及び部数

ア 正本1部（(1) ア～オ）、副本8部（(1) イ～エ）とする。

イ 技術提案書のみA3サイズ横の片面、その他の書類についてはA4サイズ縦の片面とする。また、A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

ウ 正本にのみ社名を記載し、副本は添付書類を含め、社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等は外すこと。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。

(4) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市 都市建設局 土木部 道路計画課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

(5) 技術提案書作成に関する留意事項

技術提案書は次の事項に留意して作成し、確実に実施することができる内容で、かつ本業務目的の達成に十分に寄与できる内容とすること。

ア 以下の【実施方針】および【評価テーマ1】、【評価テーマ2】毎に、A3版横置1枚で記載すること。

イ 文章を補完するためのイメージスケッチ、写真等は使用してよい。

ウ 技術提案書の文字の大きさは10ポイント以上とする。

エ 提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

オ 下記の技術提案書は、評価対象外とする。

- ・文字サイズが10ポイント未満。なお、図表や写真の文字サイズは必ずしもこの限りではないが、文字が小さく読み取れないものは、評価対象外とする。
- ・文字サイズの縦横比設定が変更されているもの。
- ・図表や写真が小さく、識別できないもの。

【実施方針】

本業務を遂行するにあたっての業務計画について、その特徴、工夫を記載すること。その際、以下の①～④について言及すること。

- ① 業務の実施方針
- ② 実施フロー
- ③ 工程計画
- ④ 有益な代替案、重要事項の指摘 等

※③工程計画の履行期間は、契約締結日から令和9年（2027年）3月31日
にて作成すること。

【評価テーマ1】

「本市の道路事業における現状と課題を踏まえた、戦略的な道路整備プログラムの策定」

【評価テーマ2】

「他都市の道路整備プログラムの事例や独自の視点を取り入れた、道路の整備優先度検討」

10 提案書等のヒアリングの実施

- (1) 実施日時
令和8年（2026年）10月14日（水）（予定）
- (2) 実施場所
熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市役所 本庁舎もしくは本庁舎周辺施設（予定）
時間・会場等の詳細は、別途ヒアリング参加者に通知する。
- (3) 実施方法 対面またはWebによる質疑応答形式
- (4) 出席者は2名以内とし、本業務の配置予定管理技術者は必ず出席するものとする。
- (5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

11 審査の方法等

- (1) 審査の主体
「熊本市道路整備計画検討業務委託 プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき
「熊本市道路整備計画検討業務委託 プロポーザル審査委員会」にて行う。
- (2) 審査の基準

「熊本市道路整備計画検討業務委託の審査に関する評価項目、配点及び評価基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、くじによりを決定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1 2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1 3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 4 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても1 4 (1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1 5 その他の留意事項

(1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除

等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。